

経済産業省所管独立行政法人の見直し当初案整理表等

- 産業技術総合研究所 P 1
主務省の政策体系における法人の事務事業の位置付けを示す資料 . . P 15
- 日本貿易振興機構 P 16
主務省の政策体系における法人の事務事業の位置付けを示す資料 . . P 31

I. 中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しの当初案整理表

法人名		産業技術総合研究所			府省名	経済産業省	
沿革		平成13年1月、中央省庁の再編により、工業技術院傘下の以下の15研究所を統合・再編し、経済産業省産業技術総合研究所を設置。平成13年4月に計量教習所を加え、独立行政法人産業技術総合研究所を設立。その後、第2期中期目標期間が始まる平成17年4月に非公務員型に移行した。					
中期目標期間		第1期：平成13年度～平成16年度		第2期：平成17年度～平成21年度		第3期：平成22年度～平成26年度	
役員数及び職員数 (平成26年1月1日現在) ※括弧書きで監事の数を記載。 役員数は監事を含めた数字を記載。		役員数(うち、監事の人数)			職員の実員数		
		法定数	常勤の実員数	非常勤の実員数	常勤職員		非常勤職員
		14人(2人)	13人(2人)	1人(0人)	2,929人		2,895人
年度		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度(要)
国からの財政支出額の推移 (単位：百万円)	一般会計	62,979	62,143	60,963	58,871	60,858	63,133
	特別会計	244	182	—	900	1,608	1,600
	計	63,223	62,325	60,963	59,771	62,466	64,733
	うち運営費交付金	61,407	60,390	60,078	58,213	60,833	64,708
	うち施設整備費等補助金	1,321	1,600	837	637	—	—
	うちその他の補助金等	495	335	48	22	25	25
	うち政府出資金	—	—	—	—	—	—
支出予算額の推移 (単位：百万円)		80,799	81,284	79,734	76,830	77,231	64,733
利益剰余金(又は繰越欠損金)の推移 (単位：百万円)		15,441	13,950	12,395	11,596		
発生要因		利益剰余金として計上されている金額の大部分(99%以上)は、受託経費等により購入した固定資産(研究装置等)の減価償却費相当額であり、今後発生する減価償却に伴い減少する非キャッシュ性の剰余金である。					
見直し内容		産総研の利益剰余金は、独立行政法人会計基準における受託経費等の処理に企業会計基準が適用されていることに起因するものであることから、現行制度の中では見直しは難しいものとする。					
運営費交付金債務残高 (単位：百万円)		5,538	19,102	17,745	9,293		
行政サービス実施コストの推移 (単位：百万円)		80,719	80,496	81,665	76,506	(見込み)	(見込み)
コスト削減の見込み額		—					
中期目標の達成状況 (業務運営の効率化に関する事項) (平成25年度実績)		第3期中期目標期間中の業務実績評価では、業務運営の効率化に関する事項の評価は、毎年度、「A」であった。また、総合評価についても、毎年度、「A」であった。 (平成25年度実績)					

	<ul style="list-style-type: none"> ○第3期中期目標期間中、運営費交付金事業のうち、一般管理費については毎年度平均3%以上の削減、一般管理費については、毎年度平成1%以上の効率化を行うとの目標に対し、毎年度これを達成。 ○「国家公務員の給与減額支給措置について」（平成23年6月3日閣議決定）及び「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成24年11月16日閣議決定）の趣旨に沿って、平成24年度に引き続き、役職員の給与の減額支給及び見直しを実施。 ○「国家公務員の退職手当の支給水準引き下げ等について（平成24年8月7日閣議決定）」の趣旨に沿って、職員の退職手当の引き下げを実施（役員については平成24年度中に導入済み） ○資産の所内リユースを588件成立、うちリサイクル物品情報システムを活用した所内リユースは496件（リサイクル物品情報システムを活用した所内リユースの第3期中期目標期間中の目標は年間600件以上） ○平成24年4月に策定した随意契約見直し計画に基づき、引き続き競争性のある契約への移行に推進（平成25年度の随意契約の割合は約3%、それ以外は競争性のある契約） ○女性研究者の採用比率は18.8%（第3期中期目標期間終了時までには15%以上との目標に対して、平成25年度末時点で平均15.6%）
<p style="text-align: center;">中期目標の達成状況 （国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する 事項）（平成25年度実績）</p>	<p>第3期中期目標期間中の業務実績評価では、国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項の評価は、毎年度、「A」であった。また、総合評価についても、毎年度、「A」であった。 （平成25年度実績）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○中小企業との共同研究の実施件数609件（第3期中期目標期間中に3,000件以上との目標に対して、平成25年度末時点で2,539件実施） ○中小企業からの技術相談件数2,078件（第3期中期目標期間中に10,000件以上との目標に対して、平成25年度末時点で8,409件実施） ○グリーン・イノベーション、ライフ・イノベーション等の推進に資する新規標準として24種類を整備（第3期中期目標期間中に62種類との目標に対して、平成25年度末時点で45種類を整備） ○新たに5万分の1地質図幅3区画を整備（第3期中期目標期間中に20区画との目標に対して、平成25年度末時点で18区画を整備） ○国際標準化委員会にエキスパートとして199名を登録（第3期中期目標期間終了時までには100名以上との目標に対して、平成25年度末時点で691名を登録） ○産総研の成果を基とした国内提案も含めた標準化提案を36件、うちアジア諸国との共同による標準化提案を2件実施（第3期中期目標期間中に100件以上、うちアジア諸国との共同15件以上との目標に対して、それぞれ平成25年度末時点で131件、7件を実施） ○年間論文総数は3,987報（第3期中期目標期間中の目標は年間5,000報以上） ○外部資金による研究規模は運営費交付金の55.3%（第3期中期目標期間終了時までには外部資金による研究規模が運営費交付金の50%以上となることを目指すとの目標に対して、平成25年度末時点で平均57.1%）

	<ul style="list-style-type: none"> ○包括研究協力覚書締結機関との研究ワークショップ等を14回開催（第3期中期目標期間中に50回以上との目標に対して、平成25年度末時点で45回開催） ○民間企業、大学等への人材供給や外部からの人材受入は5,861名（第3期中期目標期間終了時までに5,000名以上との目標に対して、平成25年度末時点で22,742名の人事交流を実施） ○知財の実施契約件数は890件（第3期中期目標期間終了時までに800件以上との目標に対して、平成25年度末時点で3,318件締結） ○一般公開、オープンラボ、出前講座、実験教室等の対話型広報活動を146回開催（第3期中期目標期間中に200回以上との目標に対して、平成25年度末時点で460回開催）
<p style="text-align: center;">中期目標の達成状況 （財務内容の改善に関する事項） （平成25年度実績）</p>	<p>第3期中期目標期間中の業務実績評価では、財務内容の改善に関する事項の評価は、毎年度、「B」であった。なお、総合評価については、毎年度、「A」であった。 （平成25年度実績）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○外部機関との共同研究、外部機関からの受託研究・人材受入、技術研究組合参画研究に関する所内インセンティブ制度の拡充を図り、外部資金獲得及び連携制度活用に係る職員のモチベーションを向上させ、外部資金による研究規模の拡大を推進 ○中部センター瀬戸サイトを平成26年3月31日付けで国庫納付（現物納付）

Ⅱ. 事務及び事業の見直しに係る当初案整理表

法人名	産業技術総合研究所			府省名	経済産業省	
事務及び事業名	研究開発業務					
事務及び事業の概要 (主務省の政策体系における当該事務及び事業の位置付けを図式化した資料を添付)	<p>鉱工業分野において、基礎研究から製品化研究までを同時的かつ連続的に実施する「本格研究」を推進するとともに、我が国の知的基盤として重要な地質調査、計量標準の設定等や、これらに係る技術指導及び成果の普及、さらには技術経営力の強化に寄与する人材の育成を推進する。</p>					
事務及び事業に係る予算額 (単位：百万円)		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度(要求)
	支出予算額	81,284	79,734	76,830	77,231	64,733
	国からの財政支出額	62,325	60,963	59,771	62,466	64,733
事務及び事業に係る職員数 (各年1月1日現在、ただし、25年度は4月1日現在)	常勤	3,032人	2,993人	2,938人	2,929人	—
	非常勤	2,985人	2,982人	2,708人	2,895人	—
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	<p>(1)「橋渡し」研究前期における研究開発</p> <p>①将来ニーズを予測した研究の実施 将来の産業ニーズや技術動向等を予測し、3～10年先に企業からの受託研究に結び付くよう研究テーマを設定し、研究に着手する。</p> <p>(2)「橋渡し」研究後期における研究開発</p> <p>①「橋渡し」研究後期における企業からの受託研究等資金受入れの基本化 事業化に向けた企業のコミットメントを最大限高める観点から、「橋渡し」研究の後期段階においては、企業からの受託研究等の資金を獲得した研究開発を基本とする。</p> <p>②適切な「橋渡し」実施のためのガバナンス強化 数多くの企業への「橋渡し」を担う公的研究機関として、適切な理由もなく特定の企業への過度の傾注等の事態を避けることが必要である。このため、国内で事業化する可能性が最も高い企業をパートナーとして判断できるような適切なプロセスを内部に構築するとともに、コンプライアンス遵守に向けた体制整備等、ガバナンスの強化を図る。</p> <p>③「橋渡し」研究に携わる研究者へのインセンティブ付与 企業と緊密な連携の下で取組む「橋渡し」研究においては、論文や特許が出せない場合もあり、各研究ユニットの長は、各研究者の携わる業務特性に応じた適切な評価基軸の設定等を通じてインセンティブ付与を行い、「橋渡し」研究に携わる研究者が意欲的に取組めるよう環境整備を行うことが重要である。</p> <p>(3)「橋渡し」に繋がる目的基礎研究の実施</p>					

経済的効果の高い「橋渡し」を持続的に実施していくためには、優れた技術シーズの存在が鍵を握る。このため、目的基礎研究についても、将来の産業ニーズを的確に踏まえた上で力を入れて取り組み、革新的な技術シーズの創出を一層図る。

(4) 優れた技術シーズの汲み上げや実践的研究人材育成のための大学等との連携強化
自らの技術シーズのみならず、大学等の基礎研究から生まれた優れた技術シーズを汲み上げ、その「橋渡し」研究を進めるべく、クロスアポイントメント制度の導入・活用により大学等との連携強化を図る。このため、大学の研究室単位での受け入れ等も積極的に進め、優れた研究者、博士課程学生等の流動性を高めるための環境整備を行う。また、大学教員とともに優秀な博士課程学生等も職員として積極的に受入れ、優れた研究環境の下で実践的な研究人材の育成を進め、産業界の博士人材の積極採用に繋げる。

(5) マーケティング力の強化
橋渡し機能の強化にあたっては、a) 目的基礎研究を行うに際し、将来の産業や社会ニーズ、技術動向等を予想して研究テーマを設定する、b) 橋渡し先を決定するに際し、最も経済的効果の高い相手を選定する、c) 保有する知的財産権の更なる活用の際し、適切なライセンス先を選定する、の3つの異なるフェーズでのマーケティング力が鍵を握っており、その強化を図る。

(6) 研究開発成果の幅広い活用を促すための戦略的な知的財産マネジメント
知的財産については積極的かつ幅広い活用を促進する観点から、受託研究の成果も含め、原則として研究を実施した産総研が知的財産権を所有し、委託元企業に対しては当該企業の事業化分野における独占的实施権を付与することを基本とする。

(7) 評価基準
① 「橋渡し」機能を最大化するための評価基準
「橋渡し」研究では事業化に向けた企業のコミットメント獲得が重要であることから、「橋渡し」研究を担う研究ユニットとしての評価については、産業界からの資金獲得を最重視して評価し、インセンティブを付けることが求められる。但し、公的研究機関としてのバランスを保つ観点から、産業界からの資金獲得に一定の限度を設けることも必要である。他方、研究ユニット内の各研究者の評価基準については、研究後期段階で個別企業との緊密な関係の下で研究開発に従事する研究者と、目的基礎研究や研究前期段階で革新的な技術シーズの創出やその磨き上げに取り組む研究者等があり、研究ユニットの長は、各研究者の携わる業務特性に応じて適切な評価基軸の設定等を通じてインセンティブ付与を行い、結果として、研究ユニット全体として経済的効果の高い「橋渡し」が継続的に実施されるよう、最適な評価体系を構築することが重要である。

	<p>②知的基盤の整備等を担う研究ユニットや研究者の評価基準 地質調査や計量標準の設定、安全等の知的基盤、技術基盤等の国として重要な経済社会活動の基盤の提供をミッションとする研究ユニットにおいては、「橋渡し」とは異なる評価をしていくことが必要かつ重要であり、各ミッションに鑑み、最適な評価基準を研究ユニット及び研究者に適用することが適切である。</p> <p>(8) 地域センター等における「橋渡し」の推進 全国 8 カ所の地域センターにおいても、上記(1)～(7)で掲げた考え方の下、大学、公設試等とも密接に連携しつつ、地域における「橋渡し」を推進する。また、平成 26 年 4 月に開所した福島再生可能エネルギー研究所については、福島のエネルギー産業・技術の拠点としての発展に貢献するため、再生可能エネルギー分野における世界最先端の研究を目指し、引き続き当該分野に関する研究開発に注力するとともに、地元企業が有する技術シーズ評価を通じた技術支援及び地元大学等との連携による産業人材育成に取り組むことにより、地元企業等への「橋渡し」を着実に実施する。</p> <p>(9) 世界的な産学連携拠点の形成 世界的な競争が激しく、最先端の設備環境下での研究が重要であり、大規模投資が不可欠な戦略分野については、国内の産学官の知を糾合し、事業化への「橋渡し」機能を有する世界的な産学官連携拠点の形成を、産総研を中核として進め、国全体として効果的かつ効率的な研究開発を推進する。(つくばイノベーションアリーナ・ナノテクノロジー拠点 (TIA-nano) の強化等)</p>
<p>上記措置を講ずる理由</p>	<p>○橋渡し機能強化 我が国のイノベーション・システムを欧米諸国と比較した場合、我が国において取組の強化が求められるのが、革新的な技術シーズを事業化に繋ぐ「橋渡し」機能の一層の強化であるとの認識の下、「日本再興戦略」改訂 2014 において、「我が国においては絶えず革新的な技術シーズが生み出され、そのシーズを円滑に事業化するための仕組みづくりが必要」とされ、「革新的な技術シーズを事業化に結び付ける「橋渡し」機能強化については、先駆的な役割が期待されている独立行政法人産業技術総合研究所(産総研)及び独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)に先行的に取り組む」旨が明記されている。</p> <p>さらに、具体的には、「産総研において、研究の後期段階における受託研究等企業からの資金受入れを基本とすること、産業の将来ニーズ等を反映した研究テーマの設定及びそのためのマーケティング機能の強化、産総研による知的財産管理の原則化、民間企業からの資金獲得の重視などの改革を行う。その際、産総研において、民間企業からの資金獲得を重視するべく、受託研究等企業からの収入について、フラウンホーファー研究機構(独)を参考に、現行の 3~4 倍程度とすべく数値目標を検討する。」旨が記載されている。</p> <p>また、本年 6 月に公表された経済産業省の産業構造審議会 産業技術環境分科会 研究開発・評価小委員会の「中間とりまとめ」においても、「我が国のイノベーション・システムの特性を踏まえると、産総研等の公的研究機関</p>

が「橋渡し」の中心的な担い手として役割を果たすべく、「橋渡し」を主要ミッションとして明確に位置づけ、具体的な改革を進めていくことが必要である。」旨が記され、以下等について言及がなされているところである。

- ・ 将来ニーズを予測した研究の実施のためのマーケティング機能強化
- ・ 「橋渡し」研究後期における企業からの受託研究等資金受入れの基本化
- ・ 「橋渡し」研究に携わる研究者へのインセンティブ付与
- ・ 「橋渡し」に繋がる目的基礎研究の実施
- ・ 優れた技術シーズの汲み上げや実践的研究人材育成のための大学等との連携強化
- ・ 研究開発成果の幅広い活用を促すための戦略的な知的財産マネジメント 等

これら国家戦略である「日本再興戦略」、さらには産業構造審議会 研究開発・評価小委員会の「中間とりまとめ」等を踏まえ、産総研の第三期中期目標期間終了時における今後の組織・業務の見直しの最大の柱は、革新的な技術シーズを事業化に繋ぐ「橋渡し」機能の強化を図ることである。

その際、経済的効果の高い「橋渡し」が持続的に実施されるには、革新的な技術シーズを継続的に創出することが必要不可欠であり、目的基礎研究についても将来の産業ニーズを的確に踏まえた上で、力を入れて取り組むことが重要である。

○地質調査、計量標準等の知的基盤の整備

他方、我が国の経済活動の知的基盤である地質調査や計量標準等についても、我が国における当該分野の責任機関として、これらの整備と高度化を通じて我が国の産業基盤の強化を引き続き図る。

○イノベーションを担う博士人材等の育成

さらに、イノベーションを担う博士人材等の育成にも引き続き積極的に取り組む。博士課程の学生等を積極的に受入れ、産業界が関与するプロジェクト等の実践的な研究開発現場を経験させるとともに、事業化に係る人材育成プログラムなどによって、イノベーションマインドを有する実践的で高度な博士研究人材の育成を進める。

上記の通り、産総研の業務全般及び組織の見直しの中核は「橋渡し」機能の強化であるとの認識の下、業務・組織を見直すとともに、次期中期目標において、それらの具体化を図る。

行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)	なし。
---------------------------------	-----

Ⅲ. 組織の見直しに係る当初案整理表

法人名	産業技術総合研究所	府省名	経済産業省
見直し項目	組織形態の見直し	組織体制の整備	
組織の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	<p>○本部と各研究ユニット等との責任関係のあり方も含め、現在の組織・制度をゼロベースで見直し、目的基礎研究から実用化までの「橋渡し」を円滑かつ切れ目無く実施できるように最適な研究組織や人事制度の実現を図る。特に、企業ニーズの的確な把握等を実施するためのマーケティング機能強化等の体制強化に当たっては、企業等外部人材を積極的に登用する。</p> <p>○また、産学官の人材・技術の流動性を高め、産総研が大学等の技術シーズを円滑に橋渡しするため、大学等との間でのクロスアポイントメント制度（優秀な研究者が大学と公的研究機関等、複数の機関と雇用契約関係を結び、どちらの機関においても正式な職員として活躍できる制度）の積極的な導入・活用による外部からの技術シーズの取り込み、さらには優秀な博士課程学生の職員として受入れ等を推進するに当たり、これらの取組を効果的、かつ効率的に推進するための組織見直しを行う。</p>	<p>○「橋渡し」研究に注力した研究者の将来のキャリアパス構築も重要であり、優秀であれば60歳を超えても大学教員になる場合と比べ遜色のない処遇を確保した上で雇用を可能とする人事制度等の環境整備を進める。</p>	

<p>上記措置を講ずる理由</p>	<p>「日本再興戦略」改訂 2014 では、革新的な技術シーズを事業化に結びつける「橋渡し」機能強化への研究開発法人の改革が科学技術イノベーション推進の中核的施策として位置づけられており、産総研は先駆的な役割として先行的に取り組むことが求められている。このため、本部と各研究ユニット等との責任関係のあり方も含め、現在の組織・制度をゼロベースで見直し、目的基礎研究から実用化までの「橋渡し」を円滑かつ切れ目無く実施できるように最適な研究組織や人事制度の実現を図る。</p>	<p>同左</p>
-------------------	---	-----------

IV. 運営の効率化に係る当初案整理表

法人名	産業技術総合研究所	府省名	経済産業省
見直し項目	業務運営体制の整備	各種業務の執行ルールの変更・周知徹底、強化	
<p style="text-align: center;">運営の効率化に係る具体的措置 (又は見直しの方向性)</p>	<p>○研究施設の効果的な整備と効率的な運営 我が国のオープンイノベーションを推進する観点、さらには「橋渡し」機能の強化を図る観点から、産学官が一体となって研究開発を行うための施設や仕組み等を含め戦略的に整備・構築するとともに、それら施設等の最大限の活用を推進する。</p> <p>○女性の活用促進 ワーク・ライフ・バランスを推進し、男女がともに育児や家事負担と研究を両立するための具体的な方策、女性の登用目標等を含む具体的なプログラムの策定等を行い、女性のロールモデルの確立と活用を飛躍的に増大させるための環境整備に取り組む。</p>	<p>○業務運営全般の適正性確保及びコンプライアンスの推進 産総研が我が国のイノベーション・ハブとして、「橋渡し」機能の強化を図り、その力を十分発揮するに当たっては、同時に、調達・資産管理、研究情報管理、労務管理、安全管理などを含む業務全般や公正な研究の実施について、その適正性が常に確保されることも必要かつ重要となる。このため、研究者中心の組織において業務が適正に執行されるよう、業務執行ルールの不断の見直しに加え、当該ルールの周知徹底、事務職員による研究者への支援・チェックの充実、包括的な内部監査等を実施する。また、コンプライアンスは、産総研の社会的な信頼性の維持・向上、研究開発業務等の円滑な実施の観点から継続的に確保されていくことが不可欠であり、昨今その重要性が急速に高まっている。こうした背景も踏まえ、コンプライアンス本部長たる理事長の指揮の下、予算執行及び研究不正防止を含む産総研における業務全般の適正性確保に向け、厳正かつ着実にコンプライアンス業務を推進する。</p> <p>○広報業務の強化 産総研の研究成果を効率的に「橋渡し」を行うためにも、産総研の主要なパートナーである産業界に対して、活動内容や研究成果等の「見える化」を的確に図ることが重要であり、広報業務の強化に向けた取組を行う。また、「橋渡し」のための技術シーズの発掘や産学官の連携強化等の観点からも、大企業、中小企業、大学・研究機関、一般国民等の様々なセクターに対して産総研の一層の「見える化」につながる取組を強化する。</p>	

<p>上記措置を講ずる理由</p>	<p>産総研の運営を一層効果的かつ効率的にするとともに、適切な運営の確保に向けた見直しを行う。</p>	<p>同左</p>
-------------------	---	-----------

VI 前回の「勧告の方向性」における主な指摘事項の措置状況(平成 26 年8月現在)

経済産業省所管(2法人)			
整理 番号	法人名 (注1)	「勧告の方向性」における主な指摘事項	措置状況 (①措置済み、②対応中、③未措置) (注2)
1	産業技術総合研究所(21)	● 研究開発の一層の重点化	② ○産総研が取り組む必要がある研究開発について、政策との関係や他との連携強化に実効的な措置や取組を明らかにしつつ、経済産業省の関係課室と意見交換を行いながら、具体的な技術目標を明示した「産総研研究戦略」を策定。 ○これを毎年度、研究の進捗、産業ニーズの変化、産業界の意見等を踏まえて見直しを行い、更なる選択と集中と、実用化や製品化という目標を明確に設定した研究開発への重点化を図っている。
		● 外部資金の獲得による研究開発の推進	② ○「人」や「場」等の産総研のリソースを活用して、平成 25 年度末現在、23 の技術研究組合に参画し、17 の技術研究組合の主たる研究拠点を産総研内に設置して集中研究を実施した。 ○大型共同研究の創出のため、産総研をハブとして複数企業等がコンソーシアムを形成して行う資金提供型共同研究を「イノベーションコンソーシアム型共同研究」として制度上位置づけ、その活用促進等をサポートする体制を構築した。 ○この結果、第 3 期における産総研の外部資金による研究規模は運営費交付金の 50%以上となった。
		● 地域センター等の見直し	② ○所内に地域センター活動検証委員会を設置して、地域産業の振興や新産業の創出、地域の大学・企業等との産学官の

				緊密な連携やオープンイノベーションの推進等について検証を行い、今後の地域センターの位置付けの明確化や研究機能及び連携機能の強化等について検討を行っている。
--	--	--	--	---

(注1)「法人名」欄における括弧書きの数字は、見直し実施年度を示す。

(注2)措置状況には、具体的措置内容や措置時期を記載する。未措置の場合には、その理由を記載する。

政策体系における産総研の事務事業の位置づけ

【我が国全体の科学技術イノベーション政策】

内閣府・総合科学技術イノベーション会議

イノベーション創造に向けた政府全体の政策の推進に取り組み、科学技術に関する総合的な戦略の策定などを実施。

産業技術分野

基礎研究、他分野

経済産業省

経済及び産業の発展のための施策として、産業の高度化に資するイノベーションを位置づけ。また、科学技術イノベーション総合戦略等を踏まえ、日本を世界で最もイノベーションに適した国とすることを目指し、科学技術に関する政策を実施。

経済産業省の政策体系

- ①経済産業（経済基盤/新陳代謝/イノベーション/基準認証/経済産業統計）
- ②個別産業、③対外経済、④中小・地域、⑤エネルギー・環境、⑥保安・安全

文部科学省
厚生労働省

等

産学によるプロジェクト実施への資金提供、研究開発マネジメントを通じて、政策を実現

中期目標

自ら研究開発及び産学への橋渡しを行うことによって、政策を実現

中期目標

新エネルギー・産業技術 総合開発機構

産業技術総合研究所

研究開発の実施機関として鉱工業の科学技術に関する研究開発等の事務事業を実施。

独立行政法人産業技術総合研究所法（平成11年12月22日法律第203号）（抜粋）

（研究所の目的）

第三条 独立行政法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）は、鉱工業の科学技術に関する研究及び開発等の業務を総合的に行うことにより、産業技術の向上及びその成果の普及を図り、もって経済及び産業の発展並びに鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保に資することを目的とする。

プロジェクト資金提供

共同研究等の実施

企業と学等

I. 中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しの当初案整理表

法人名	独立行政法人日本貿易振興機構			府省名	経済産業省		
沿革	昭和 33. 7 日本貿易振興会 昭和 35. 7 アジア経済研究所	平成 10. 7 統合 日本貿易振興会		→ 平成 15. 10 独立行政法人日本貿易振興機構			
中期目標期間	第 1 期：平成 15 年 10 月～18 年度		第 2 期：平成 19 年度～22 年度		第 3 期：平成 23 年度～26 年度		
役員数及び職員数 (平成26年1月1日現在) ※括弧書きで監事の数を記載。 役員数は監事を含めた数字を記載。	役員数(うち、監事の人数)			職員の実員数			
	法定数	常勤の実員数	非常勤の実員数	常勤職員		非常勤職員	
	10 人 (2 人)	9 人 (1 人)	1 人 (1 人)	1,577 人		265 人	
年 度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度(要約)	
国からの財政支出額の推移 (単位：百万円)	一般会計	27,257	26,155	25,804	25,782	28,342	—
	特別会計	—	—	—	—	345	—
	計	27,257	26,155	25,804	25,782	28,687	—
	うち運営費交付金	22,845	22,729	22,377	21,348	21,860	—
	うち施設整備費等補助金	0	0	0	0	0	—
	うちその他の補助金等	4,413	3,427	3,427	4,434	6,827	—
うち政府出資金	0	0	0	0	0	—	
支出予算額の推移 (単位：百万円)	37,796	29,804	29,896	30,221	33,920	—	
利益剰余金(又は繰越欠損金)の推移 (単位：百万円)	5,187	524	909	1,320			
発生要因 見直し内容	前中期目標期間繰越積立金、国の財政負担によらない収入など。						
運営費交付金債務残高 (単位：百万円)	—	1,797	6,749 (※補正予算分を除いた場合) 2,553	5,088 (※補正予算分を除いた場合) 481			
行政サービス実施コストの推移 (単位：百万円)	25,747	24,918	25,204	24,950	(見込み)	(見込み)	
コスト削減の見込み額							

<p>中期目標の達成状況 (業務運営の効率化に関する事項) (平成 25 年度実績)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務運営の効率化に関する平成 25 年度評価は「B」評価であり、中期計画に定められた事項を達成。 ・ 第三期中期目標期間中、一般管理費及び業務経費の合計について毎年度平均で前年度比 1.15%以上の効率化の目標を設定しているが、23 年度から 25 年度の年度平均は 2.4%の削減を達成。 ・ 25 年度の事務・技術職員のラスパイレス指数は、対国・行政職（一）（年齢階層別）が 117.7（前年度比△3.7）、対国・行政職（一）（地域別・学歴別）が 105.3（前年度比△3.3）となった。研究職員のラスパイレス指数は、対国・研究職（年齢階層別）が 92.0（前年度比+0.1）、対国・研究職（地域別・学歴別）が 97.2（前年度比+0.1）と 100 を下回った。 ・ 随意契約の見直しについて、25 年度における競争性のない随意契約は、金額では 5.5 億円、件数は 56 件となった。契約全体に占める随意契約の割合は、金額ベースで 7.9%(目標 8.6%)、件数は 9.5%(目標 12.1%)といずれも目標を達成。
<p>中期目標の達成状況 (国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する 事項) (平成 25 年度実績)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項における平成 25 年度評価は以下の通り。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 中小企業を中心とする日本企業の海外展開支援：「A」評価 (2) 対日投資促進：「B」評価 (3) アジア等の経済連携の強化に向けての貢献等：「A」評価 ・ 第三期中期計画で定められた成果目標の平成 25 年度における達成状況は以下の通り。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 中小企業を中心とする日本企業の海外展開支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 展示商談会等での商談件数：130,142 件（目標 50,000 件） ・ 展示商談会等での成約件数（見込含む）：28,180 件（目標 9,000 件） ・ 日本企業からの海外における相談件数：17,151 件（目標 10,000 件） ・ 知的財産権相談件数：1,355 件（目標 1,300 件） ・ 貿易投資相談件数：64,833 件（目標 48,000 件） ・ 国・地域別情報サイト「J-FILE」の中の「貿易投資相談 Q&A」のアクセス件数：752 万件（目標 530 万件） (2) 対日投資促進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 重点企業支援数：628 社（目標 600 社） (3) アジア等の経済連携の強化に向けての貢献等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国・地域別情報サイト「J-FILE」のアクセス件数：1,839 万件（目標 1,300 万件） ・ 研究成果（論文を含む）のダウンロード件数：423 万件（目標 260 万件） ・ 政策担当者等への研究成果ブリーフィング：270 件（目標 100 件） ・ 研究成果に対する外部専門家の査読評価（5 点満総合）：4.2 点（目標 3.5 点以上）
<p>中期目標の達成状況 (財務内容の改善に関する事項) (平成 25 年度実績)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 財務内容の改善に関する項目については、平成 25 年度評価は「B」評価であり、中期計画に定められた事項を達成。具体的な取り組みとして、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 展示会の出展料収入などの自己収入拡大への努力を行い、24 年度比 4,590 万円（博覧会協賛金・寄付金を除く）

	<p>拡大。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 不要財産の処分については、愛媛の対日投資・貿易相談ワンストップサービスセンターの財産処分を行い、譲渡収入を国庫に納付済み。残る北九州の対日投資・貿易相談ワンストップサービスセンターについても処分を行うべく、関係省庁と調整中。・ その他、決算情報・セグメント情報の公表、利益剰余金の適切な処理等については、適切に行った。
--	---

Ⅱ. 事務及び事業の見直しに係る当初案整理表

法人名	独立行政法人 日本貿易振興機構			府省名	経済産業省	
事務及び事業名	中小企業を中心とする日本企業の海外展開支援、対日投資促進及びアジア等の経済連携の強化に向けての貢献等					
事務及び事業の概要 (主務省の政策体系における当該事務及び事業の位置付けを図式化した資料を添付)	現行中期目標期間においては、「グローバル化の進展」と「国内雇用」を発展的に両立していくことで日本経済を活性化させるため、中小企業を中心とする日本企業の海外展開支援、対日投資促進及びアジア等の経済連携の強化に向けての貢献等の事業を重点的に実施している。					
事務及び事業に係る予算額 (単位：百万円)		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度(要求)
	支出予算額	29,804	29,896	30,221	33,920	-
	国からの財政支出額	26,155	25,804	25,782	28,342	-
事務及び事業に係る職員数 (各年1月1日現在、ただし、26年度は4月1日現在)	常勤	1,542人	1,536人	1,577人	1,601人	-
	非常勤	216人	243人	265人	257人	-
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	<p>「日本再興戦略」を踏まえ、日本経済の成長・地域経済の再生に寄与するためには、日本貿易振興機構がその強みを最大限に発揮して、国内外の政府・自治体・貿易振興機関・研究機関・民間企業・商工団体等と連携し、特に意欲のある自治体・民間企業・商工団体等に対して積極的に働きかけることで、日本と海外との間の情報、企業、人材、商品、技術、資金などの経済的資源を双方向で効果的・効率的に繋げる機能(「つながり機能」)を担い、アウトバウンドとインバウンドの好循環を生み出して貿易と投資を活性化させるハブとしての役割を果たすことが重要である。こうした観点から、次期中期目標期間において、日本貿易振興機構は、以下の方向で事業活動を実施していく。</p> <p>1. 対日直接投資の促進</p> <p>政府目標である「2020年における対内直接投資残高の35兆円への倍増(2012年比)」に向けて、我が国における対日投資促進の中核機関として、オープンイノベーションの推進や地域経済の活性化に資する対内直接投資促進に向けた取組を一層強化・推進する。</p> <p>○ 首相、閣僚、大使、自治体首長等による海外におけるトップセールス活動や海外メディア、ウェブサイト等を活用し、外国企業に対する情報発信を積極的に展開する。</p> <p>○ 日本貿易振興機構の対日投資促進業務の経験とノウハウ、海外のトップ人脈に精通した外部専門家の知見・ネットワーク、在外公館との連携など日本貿易振興機構内外の資源を総動員して、攻めの営業活動・広報戦略を展開し、大型案件の誘致や大規模雇用等が見込める経済波及効果の高い案件の誘致に向けた取組を重点的に実施する。</p> <p>○ 外国企業の拠点設立のためのワンストップ・サービスや、政策提言等の従来活動に加えて、外国企業の誘致に積極的な自治体と共同した誘致活動や外国企業と日本企業との資本提携支援など、新たな取組を検討する。また、</p>					

国家戦略特区に指定された地域の自治体とは、外国企業の地方でのスタートアップや外国人の生活支援に係る取組を協力して行う。

2. 農林水産物・食品の輸出促進

政府目標である「2020年に農林水産物・食品の輸出額1兆円」に向けて、政府の定めた「国別・品目別輸出戦略」のオール・ジャパンでの取組体制の司令塔となる「輸出戦略実行委員会」での議論を踏まえつつ、政府、自治体、業界団体等と連携した日本貿易振興機構によるワンストップ・サービスを更に強化し、農林水産物・食品の輸出を推進する。

- 日本ブランドの訴求力を高め、より効果的な輸出支援を展開するため、「オール・ジャパン」での取組を行う。例えば、海外展示会等において、自治体や業界団体等と連携しつつ、日本貿易振興機構が各産地の活動を取りまとめる。
- 情報提供及び個別相談対応を通じ、初めて輸出に取り組む企業から、国別・品目別マーケティング情報など実践的な情報を求める企業まで、企業ニーズに応じて、幅広い対応ができる体制を整備する。
- 日本産農林水産物・食品の海外需要拡大のため、海外の食品・外食関係者への日本産品の理解促進・啓発活動等を通じて、日本食の普及や日本食のブランド化に向けた取組を、クールジャパンの取組とも連携して実施する。
- 規制緩和、証明書発行体制の整備等、輸出関連の制度的対応ニーズを把握し、政府当局への働きかけを行うとともに、制度的対応が行われたタイミングをとらえて市場開拓支援事業を展開するなど、制度的対応支援から具体的なビジネス促進までの一貫した支援に引き続き取り組む。

3. 中堅・中小企業等の海外展開支援

高い技術力を有し、海外市場で十分に勝負できる潜在力を有する中堅・中小企業など、我が国企業の海外展開を推進するため、「今後5年間で新たに1万社の海外展開を実現する」との政府目標を踏まえつつ、日本からの輸出や海外進出、進出後の現地展開、さらに第三国展開まで一貫して支援し、独立行政法人中小企業基盤整備機構等と連携しつつ、切れ目ない支援を実施する。

- 「日本再興戦略」等の政策及び我が国産業界のニーズ等を踏まえ、サービス、健康・長寿、環境・エネルギー、インフラシステム、知的財産の活用、クールジャパンの推進など、我が国が強みを有する産業、技術・ビジネス分野において重点産業・分野を定めて、個別企業のビジネス組成など、成果創出に向けて、効果的かつ効率的な支援を行う。また、これら日本の優れたモノやサービスを積極的に海外展開することで、日本の文化・産業への関心を高め、更なる需要を喚起するとともに、訪日外国人の増加などを狙う。

- 市場の拡大が期待される新興国等における日本企業の市場開拓を積極的に支援するため、日本貿易振興機構が中核となって、海外展開機関との密接な連携による現地での課題対応や海外人材とのネットワークの構築を図る。また、その市場開拓に向けては、対象となる市場の経済発展の度合い、日本企業の進出の程度、競合国企業との競争環境等を勘案し、それぞれの国・地域に応じた戦略的な取組を官民一体となって実施する。その際、アフリカ等については、産業育成やビジネスを通じた社会的課題解決に向けた支援等を実施し、我が国のプレゼンスを向上させるとともに、日本企業の市場開拓に向けた環境整備を行う。
- 中堅・中小企業等においては、海外展開に必要な人材やノウハウ・経験の不足がボトルネックとなっていることから、グローバル人材の育成、海外展開に関する情報・知識の提供など、中小企業等の国際展開に向けた能力向上に資する事業を展開する。
- 海外展開に意欲のある自治体や地方の商工団体等に対し、海外のクラスター・産業とのビジネス連携を積極的に提案し、海外展開による地域経済の活性化を促進する。また、日本発ビジネスイノベーションの創出・展開支援を拡充し、新産業創出を促進する。

4. 我が国企業活動や通商政策への貢献

日本貿易振興機構は、世界各地に展開した拠点網、海外の地域・産業等に豊富な知見を持つ人材、現地政府・企業・研究機関・国際機関等とのネットワーク、アジア経済研究所における地域研究・開発研究の蓄積などの強みを最大限に活用して、調査・分析活動を一層強化するとともに、国内外政府に向けて積極的な政策提言活動を行い、我が国の企業活動や通商政策等に貢献する。特に、海外ビジネス情報の収集・提供については、企業ニーズの収集・分析に基づき、具体的なビジネスの進展に繋げるよう努める。

- 本部、国内事務所、海外事務所及びアジア経済研究所は、相互に連携のメリットを活かして、調査・研究等の機能向上を図る。具体的には、アジア経済研究所は、本部、国内事務所及び海外事務所のネットワークを活用して収集した企業情報や産業情報等を活用しつつ、企業や政府のニーズによりの確に対応した地域・開発研究等を行う。また、本部、国内事務所及び海外事務所は、アジア経済研究所の有する新興国を中心とした研究蓄積、その他研究機関とのネットワークを活用しつつ、我が国企業、政府では入手が難しい、現地の政治・経済・社会に関する付加価値の高いビジネス情報の提供に努めるとともに、政策実施機関として施策の成果・課題等を分析し、政府に積極的にフィードバックする。
- 我が国企業による海外展開や外国企業による日本への投資等において、個別企業では解決の難しい諸課題を集約・分析し、国内外政府に政策提言等を行い、課題解決に向けた政策の実現を促す。例えば、メガ FTA など世界規

	<p>模での経済連携の動きが広がる中、我が国の経済連携の推進に向けた政策提言や相手国政府関係者との対話等の活動を強化する。また、経済連携など政策実現によって得たメリットを確実に日本企業に還元するため、普及・活用促進に力を入れる。</p>
<p>上記措置を講ずる理由</p>	<p>日本経済が少子高齢化による人口減少という経済社会構造上の大きな変化に直面する一方、海外では新興国を中心に世界市場が急速に拡大しており、この成長市場の獲得に向けて、世界各国の競争が激化している。</p> <p>日本貿易振興機構は、こうした中、政府の「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)では、日本経済の成長に向けて、①対内直接投資の活性化、②農林水産物・食品の輸出促進、③中堅・中小企業等の海外展開支援等において日本貿易振興機構に対して施策の実施・貢献が期待されている。さらに、「日本再興戦略(改訂版)」(平成26年6月25日閣議決定)においては、これらの施策の実施に当たり日本貿易振興機構の機能について、対日投資ワンストップ機能強化、農林水産物・食品における国際展開支援や輸出振興に関する知見等の活用、中堅・中小企業等の新興国市場獲得のための機能強化等を図ることとされるなど、貿易投資振興機関として、中核的な役割・貢献を果たすことが期待されている。</p>
<p>行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)</p>	

Ⅲ. 組織の見直しに係る当初案整理表

法人名	独立行政法人日本貿易振興機構		府省名	経済産業省
見直し項目	支部・事業所等の見直し			
組織の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	<p>国内事務所については、地域ニーズへの対応強化、顧客の裾野の拡大を図るため、地元からの強い要請や応分の経費負担を前提として、貿易情報センターネットワークの強化を図る。</p> <p>海外事務所については、アジア・アフリカといった新興国など企業の海外展開・政策的支援のニーズの高い地域と、欧米など対日投資活動の展開の観点で重要となる先進国において、必要な拠点・ネットワークの強化を図る。他方で、各事務所の果たすべき役割、運営形態などを改めて検討し、事務所ネットワークの効率化・質の向上を図る。</p>			
上記措置を講ずる理由	<p>「つながり機能」を担い、アウトバウンドとインバウンドの好循環を生み出して貿易と投資を活性化させるハブとしての役割を果たすためには、国内外のネットワークを強化して、国内外の政府・自治体、貿易振興機関、研究機関、国際機関、民間企業・商工団体等や外部人材との連携強化を図る必要があるため。</p>			

IV. 運営の効率化に係る当初案整理表

法人名	独立行政法人日本貿易振興機構		府省名	経済産業省
見直し項目	業務運営体制の整備	経営資源の最適配分		
運営の効率化に係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	<p>①人材の多様化の推進 女性の活躍の促進、ナショナルスタッフの育成・活用、外国人職員の採用、国内外の外部組織との人材交流などを通じて、日本貿易振興機構内の人材を多様化させる。</p> <p>②研修の実施 若手・中堅職員が貿易・投資促進業務で求められる能力・専門性を向上させるべく、OJT・研修等を通じた人材育成策を拡充する。</p>	<p>業務運営にあたっては、政府方針、他機関との役割分担等を踏まえ、これまで以上に、業務の優先順位を明確にし、それに応じた経営資源（人員・予算など）の最適配分を行う。</p>		
上記措置を講ずる理由	<p>①従来の発想に囚われない新たな発想による業務展開や人的ネットワークの拡充を図るため。</p> <p>②企業の成果創出や他機関との事業連携を効果的に進めるため、企業や外部機関等の多様なビジネスニーズに対して、的確な情報提供や支援策等の提案が可能な職員を育成するため。</p>	<p>限られた資源を最大限活用し、事業成果を一層高めるため。</p>		

V. 財務内容の改善に係る当初案整理表

法人名	独立行政法人日本貿易振興機構		府省名	経済産業省
見直し項目	財政基盤の健全化	自己収入の拡大		
財務内容の改善に係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	財政基盤の一層の健全化を図る。	自己収入の拡大に引き続き取り組む。		
上記措置を講ずる理由	「日本再興戦略」などで示された日本貿易振興機構への政策的な期待・要請に応えるため。	「日本再興戦略」などで示された日本貿易振興機構への政策的な期待・要請に応えるため。		

VI 前回の「勧告の方向性」における主な指摘事項の措置状況(平成 26 年8月現在)

経済産業省所管(2法人)			
整理番号	法人名 (注1)	「勧告の方向性」における主な指摘事項	措置状況 (①措置済み、②対応中、③未措置) (注2)
2	日本貿易振興機構 (22)	● 日本企業の海外展開支援の在り方	<p>②</p> <p>1. 中小企業の海外進出・展開に係るワンストップサービスの実施</p> <p>国内においては、貿易情報センターの地方自治体や商工会議所その他支援機関との事務所の近接化や、中小企業基盤整備機構、日本政策金融公庫などの公的支援機関や業界団体との業務連携に関する覚書の締結、「海外展開一貫支援ファストパス制度」の事務局機能など、日本貿易振興機構が中核となって、支援機関が連携して我が国中小企業の海外展開を支援する体制を整備している。</p> <p>海外においては、中小企業のビジネス展開意欲が旺盛な新興国・地域に「中小企業海外展開現地支援プラットフォーム」を設置。各プラットフォームには専属コーディネーターを配置し、各種情報提供、個別相談への対応を一層強化するとともに、現地の官民支援機関とのネットワークを活用し、ビジネスパートナーの紹介・取次ぎなど、日本企業からの要望に応じた各種サービスを一元的に提供している。</p> <p>2. 中小企業基盤整備機構等他法人や民間との重複や役割分担について検証・整理、連携強化</p> <p>(1) 中小企業基盤整備機構との役割分担・連携</p> <p>日本貿易振興機構と中小企業基盤整備機構は平成 24 年 8 月、中小企業の海外展開支援等に係る業務協力に関する合意書を締結し、お互いの特色を活かして中小企業・小規模事業者の海外展開を支援。支援にあたっては、中小企業基盤整備機構の中小企業に対する総合的な経営支援、日本貿易振興機構の専門的な海外展開支援分野における専門性やネットワークの強みを活かし</p>

			<p>て、両機関で連携した展示会やセミナーの開催、ミッションの派遣などの事業を実施している。</p> <p>(2) 民間などとの役割分担・連携</p> <p>金融機関との関係においては、日本貿易振興機構の強みである海外展開に資する調査・事業と、金融機関の持つ地域の企業の経営・資金調達上の課題についての知見を相互に活用し合うことで双方の事業効果を高めている。例えば、①日本貿易振興機構と金融機関がセミナーを共催し、日本貿易振興機構が講師を派遣、金融機関はテーマに適した企業を誘致する、②金融機関が取引先企業から受けた国際展開に関する相談を日本貿易振興機構に取り次ぐ、③金融機関が主催する国内商談会に合わせて日本貿易振興機構が海外バイヤーを招へいして、輸出商談会を実施する、といった連携を行っている。</p> <p>この他、日本政策金融公庫などの公的支援機関や業界団体との業務連携に関する覚書を締結する、「海外展開一貫支援ファストパス制度」の事務局機能を担うなど、日本貿易振興機構が中核となって、支援機関が連携して我が国中小企業の海外展開を支援する体制を整備している。</p>
		<p>● 対日投資ビジネスサポートセンター(IBC C)の在り方</p>	<p>②</p> <p>1. 各 IBSC の規模の見直し</p> <p>IBSC の運営については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針(平成 22 年 12 月閣議決定)」を踏まえ、平成 23 年度中に、海外でのシンポジウム・セミナーにおける IBSC の PR を強化しつつ、入居率の改善に向けた規模の見直しに取り組んだところ(平成 23 年 10 月:東京 32 部屋→23 部屋に削減、平成 24 年 1 月:横浜 4 部屋→3 部屋に削減)。</p> <p>平成 25 年度においても利用状況を再精査し、大阪本部及び名古屋貿易情報センターの移転に合わせて 2 部屋ずつ追加削減を行った。</p> <p>今後も、地域への対日投資促進に向けた一層の PR 活動強化の一環として、地方自治体などとの共催セミナーを実施するなど、地方 IBSC の利用率向上に繋がるような活動に注力していくとともに、利用促進が図れない場合は、さらなる規模の見直しを行う予定。</p> <p>2. 使用料の徴収の検討</p> <p>使用料については、IBSC 東京のみ、50 営業日を超えた場合に使用料を徴収</p>

		<p>● 支部・事業所等の見直し</p>	<p>②</p>	<p>している。地方については政策的必要性に鑑み施設使用料は無料としている。</p> <p>1. 国内事務所 (1)各事務所の役割や機能、業務量に見合った配置職員数の適正化を検証等 国内事務所は、地元自治体の要望と運営費、事業費の応分負担を踏まえつつ、中小企業の国際展開支援などの観点から必要性を精査して設置。人員については、重点的な事業を行っている事務所などを除き、所長と所員の2名体制を原則としているが、平成23年度より2名に加え、主に庶務を行う非常勤嘱託員を配置し、職員の貿易相談業務への対応や地元企業などの訪問機会を増やすなど、柔軟な対応をしてきている。</p> <p>北海道、仙台、関東、名古屋、広島、香川及び福岡の各事務所を、ジェットロとして「地域統括センター」としているが、中でも地域間のとりまとめ業務量が多いと考えられる仙台、名古屋、広島、福岡の4事務所については、これに対応するため3名体制としている。この他、対日投資促進事業に重点を置く横浜及び神戸、震災復興支援体制強化のため福島は3名体制としている。北海道については、農林水産物・食品分野を支援すべく4名で運営し、函館、帯広、旭川の3カ所に相談窓口を設置し、1名ずつ非常勤嘱託員を配置している。</p> <p>また、長野(諏訪支所含む)、北九州、香川(平成26年度より)は地元自治体の要望と経費負担に基づき3名体制としている。</p> <p>(2)中小企業基盤整備機構の支部との事務所の共用化等、施設の効率的利用の可能性の検討 中小企業基盤整備機構の支部との事務所の共用化など、施設の効率的利用を図っている(23年度～25年度の施設の共用実績は137件)。 また、事業連携の効率性の向上、利用者の利便性の向上のため、平成25年度には日本貿易振興機構大阪本部と中小企業基盤整備機構近畿本部が同じビルに移転している。</p>
--	--	----------------------	----------	--

2. 海外事務所

(1) 他の独立行政法人の海外事務所との間の効率的な連携促進についての検討

日本貿易振興機構の海外事務所と他の国際業務型独立行政法人の海外事務所の間ではセミナー、展示会など各種事業で効果的な連携を取っている。他の国際業務型独法(JNTO:国際観光振興機構、JICA:国際協力機構、JF:国際交流基金)との連携件数は以下の通り。

	JNTO	JICA	JF
平成23年度	18	113	11
平成24年度	280	98	102
平成25年度	139	341	87

(2) 海外事務所ごとの設置の必要性についての検討

海外事務所の設置・見直しに際しては、日本企業のニーズや進出状況、政策ニーズ、相手国の要請、運営コストなどを勘案し、総合的に判断している。アジア、アフリカなど新興国への関心の高まりを受け、新興国での事務所ネットワークの拡充を図っている。一方で、対日投資促進の観点から欧米等先進国でのネットワークを維持しつつ、限られた経営資源の中で、海外ネットワークを有効に活用するため、一部の事務所では駐在員を撤退させ近隣事務所から巡回するなど、運営形態も含めた不断の見直しを行っている。

(3) 海外事務所の共用化等、施設の効率的利用の余地について、関係府省間において検討

「独立行政法人の制度・組織の見直しの基本方針」(平成24年1月閣議決定)に基づき、4法人間(日本貿易振興機構、JICA、JF、JNTO)で、3法人以上の海外事務所が設置されている16都市については、共用化・近接化に向けた取組み、ワンストップサービスに係る業務連携の抜本的強化を個別具体的に進

			<p>めるとの結論を得た。定期的に進捗状況をモニタリングするとともに経済産業省他、関係機関と情報共有し、その成果をフォローアップする環境を整備した。例えば、16都市のうちメキシコシティでは、平成25年6月に日本貿易振興機構がJICAやJFと同じ地区に移転し一層の近接化を実現した。</p> <p>「独立行政法人等に関わる基本的な方針」(平成25年12月閣議決定)に基づき、これまでの平成24年1月の閣議決定を踏襲しつつ、関係法人との事業連携強化を図るため、事務所や駐在員の法的地位を保持することを留意しつつ、共用化・近接化に取り組んでいる。</p> <p>○ジャカルタでは平成26年3月に日本貿易振興機構、JFなど同一ビルにJNTOが新たに入居した。</p> <p>○上海では平成26年6月、JNTOが、日本貿易振興機構と同一ビルに移転した。</p> <p>○パリでは平成26年6月、JICAが移転し、ジェトロとJICAの近接化が実現した。</p>
--	--	--	--

(注1)「法人名」欄における括弧書きの数字は、見直し実施年度を示す。

(注2)措置状況には、具体的措置内容や措置時期を記載する。未措置の場合には、その理由を記載する。

経済産業省 政策体系

経済産業省の政策体系においては、対外経済政策として、貿易・投資の促進等のための施策の実施を求めている。

①経済成長

②対外経済政策
通商政策/貿易投資促進/経済協力の推進

③資源エネルギー・環境政策

④取引・経営の安心

⑤生命・身体の安全

日本再興戦略

政府が掲げる日本再興戦略においては、対日投資促進、農林水産物・食品輸出の拡大、中堅・中小企業の海外展開支援などに関して、強力な施策の実施が期待されている。

2020年に外国企業の対内直接投資残高を
倍増(35兆円)

2020年に農林水産物・食品の輸出額を
現状から倍増(1兆円)

今後5年間で新たに中小企業・小規模事業者
1万社の海外展開を実現

上記の他

- ・ 戦略的な経済連携の推進
- ・ インフラシステム輸出の推進
- ・ クールジャパンの推進
- ・ 新興国戦略の深化
- ・ 日本貿易振興機構の機能強化

独立行政法人 日本貿易振興機構

日本貿易振興機構の重点政策 (第3期中期)

○ 中小企業を中心とする海外展開支援

海外展開により多くのコストとリスク負担を強いられる中小企業を中心に、他法人等との連携強化や協力を図りながら、日本企業の海外展開を強力に支援。

○ 対日投資促進

海外からのビジネス拠点や高付加価値機能の呼び込みを中心に、経済波及効果が高い案件に重点化し、より効果的な事業実施を図る。

○ アジア等の経済連携への貢献

日本企業のアジア等におけるビジネス環境の改善のため、二国間のみならず多国間の経済連携協定(EPA)の形成を支援し、その活用促進を図る。

次期中期目標期間の方向性

○ 対日投資促進

我が国における対日投資促進の中核機関として、オープンイノベーションの推進や地域経済の活性化に資する対内直接投資促進に向けた取組を一層強化・推進。

○ 農林水産物・食品の輸出促進

オールジャパンでの日本ブランド推進を含め、政府、自治体、業界団体等と連携したワンストップ・サービスを更に強化し、農林水産物・食品の輸出を推進。

○ 中堅・中小企業等の海外展開支援

関係機関と連携しつつ、輸出や海外進出、進出後の現地展開、さらに第三国展開まで一貫した切れ目ない支援を実施。